

年金改革について

～超党派で新しい年金制度をつくる～

平成22年9月28日

内閣官房副長官

古川元久

新年金制度に関する検討会について

- 3月8日、内閣総理大臣を議長とする「新年金制度に関する検討会」発足。
- 有識者から、人口構造、社会情勢や雇用形態等の年金をめぐる諸情勢の変化、年金改革の論点等について、ヒアリング(5回)を行い、6月29日、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」を策定。

第1回実務者チーム会合(人口・社会)

山田昌弘中央大教授、阿藤誠早大人間科学学術院特任教授

第2回実務者チーム会合(雇用・労働)

樋口美雄慶大教授、小杉礼子(独)労働政策研究・研修機構統括研究員

第3回実務者チーム会合(社会・経済)

佐藤博樹東大社会科学研教授、宮本太郎北大教授

第4回実務者チーム会合(社会保障)

岩村正彦東大教授、駒村康平慶大教授

第5回実務者チーム会合(年金・諸外国)

高山憲之一橋大経済研特任教授、小野正昭みずほ年金研究所研究理事、坂本純一野村総研主席研究員

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ） 概要 ①

～ 安心・納得の年金を目指して ～

<我が国社会経済の変化と見通し>

過去(1970年頃)

- ・人口1億400万人で増加中
- ・平均寿命は男69歳・女75歳
- ・65歳以上のお年寄りは人口の7%
- ・8.5人の現役世代に高齢者1人
- ・出生数は年190万人、15歳未満の子どもは人口の24%
- ・3世代世帯は16%、一人暮らしの単身世帯は20%
- ・専業主婦世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男27歳・女24歳
- ・生涯未婚者は男2%・女3%
- ・離婚件数は9万6千件

- ・労働力人口は5150万人で増加中
- ・第1次産業従事者が4割弱、自営業主が3割弱

- ・家業を継いで自営業者を営む、一つの会社で働き続けるといった「標準的なライフコース」が想定でき、「人生の予測」がしやすい

現在

- ・人口は1億2700万人でピーク
- ・平均寿命は男79歳・女86歳
- ・65歳以上のお年寄りは22%
- ・3人の現役世代に高齢者1人
- ・少子化が進行し、出生数は年107万人、15歳未満の子どもは13%
- ・3世代世帯は7%、一人暮らしの単身世帯は30%
- ・共働き世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男30歳・女29歳
- ・生涯未婚者は男16%・女7%
- ・離婚件数は25万3千件

- ・労働力人口は6800万人でピーク
- ・第1次産業従事者は5%未満、自営業主は1割まで減少
- ・若年者の非正規雇用が増大
- ・転職が増加

- ・「標準的なライフコース」がたどりにくく、「人生の予測」が難しい

未来(2050年頃)

- ・人口は1億人未満まで減少
- ・平均寿命はさらに伸長
- ・65歳以上のお年寄りが4割以上
- ・少子化はさらに進行し、出生数は年50万人未満、15歳未満の子どもは9%まで減少
- ・一人暮らしの高齢者世帯がますます増加
- ・生涯未婚者は男30%・女23%に増加

- ・労働力人口の減少が不可避。女性や高齢者など誰もが意欲と能力に応じて働ける社会づくりが必要
- ・グローバル化、サービス化、IT化などで働き方が一層変化。若年層の雇用安定が課題

- ・「人生の予測」が難しくなったことに伴い、老後への不安も高まる

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）概要②

— 新年金制度の7つの基本原則 —

① 年金一元化の原則 ……全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

② 最低保障の原則 ……最低限の年金額の保障があること

- ・最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

③ 負担と給付の明確化の原則 ……負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

④ 持続可能の原則 ……将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

⑤ 「消えない年金」の原則 ……年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

- ・年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

⑥ 未納・未加入ゼロの原則 ……年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

- ・保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

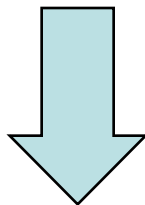
⑦ 国民的議論の原則 ……国民的な議論の下に制度設計を行うこと

- ・年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。

スウェーデンの年金改革における超党派協議

1991年10月 カール・ビルト内閣発足(連立与党: 穏健党、自由党、中央党、キ教民主党)

1991年11月 年金ワーキンググループの設置



座長: 社会保険担当大臣 (自由党)

委員: 与党4名 (穏健・自由・中央・キ民党各1名)

野党4名 (社民党2名、新民主党1名、左翼党1名)

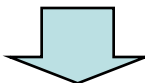
※1994年2月時点

1994年1月 年金改革のための提案についての5党合意(与党4党+社民)

1994年2月 年金ワーキンググループ報告書

1994年5月 政府、年金改革のガイドラインを国会に提出 → 決定

1994年6月 年金改革施行グループの設置



9月総選挙 → 政権交代

1994年10月 カールソン内閣発足(社民党)

座長: 社会保険担当大臣 (社民党)

副座長: 社会省副大臣(社会保険担当) (社民党)

顧問: 財務省副大臣(税制担当) (社民党)

委員: 与党2名 (社民党2名)

野党4名 (穏健・自由・中央・キ民党各1名)

※1998年6月時点